

北杜市環境保全基金条例

(設置)

第1条 市民共有の貴重な財産である緑豊かな森林や清らかで豊富な水資源等の自然環境を適切に保全し、これらを良好な状態で次の世代に引き継いでいくことを目的として、自然環境の保全に資する施策を円滑に推進するため、北杜市環境保全基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次の各号に掲げる額とし、毎年度一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(1) 環境保全協力金（前条の目的を達成するため寄附された寄附金をいう。）の額

(2) その他市長が必要と認める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限って、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。